

## 東京高裁の不当判決に抗議する声明

2012年12月26日、東京高等裁判所第17民事部は、コトパンジャン・ダム控訴審裁判について、控訴を棄却する不当判決を言い渡した。この判決は、2009年の東京地裁一審判決を上塗りしたもので、「内政上の問題」であることを理由に、深刻な住民被害、環境破壊を引き起した責任をインドネシア政府に押し付け、ODA抛出国である日本政府とJICA、東電設計の責任を免罪する不当極まりないものである。コトパンジャン・ダムによる住民・環境被害は、「内政問題」ではなく、日本政府と東電設計が3条件（住民の補償同意、移転同意、象の移転）を守らなかった結果、スハルト軍事独裁政権下での強制移住という人権侵害と世界遺産であるスマトラ島の熱帯雨林破壊を引き起した国際問題である。私たちは、高裁判決を満腔の怒りを込めて抗議する。

判決は、円借款についての日本政府見解をそのまま引用し、「円借款により実施されるプロジェクトの主体は、あくまで被援助国政府及び機関であり、自然環境の保全等の環境問題を含め、本件プロジェクトの実施地域の住民の移住問題は、被援助国政府が責任をもって対応すべき事柄」として、日本政府が法的な注意義務を負うものでないと判じた。

第1次借款契約に付された3条件についても、「本件3条件及び本件履行確保特約は、(中略)日本国政府及び基金が控訴人住民らとの関係で何らかの法的義務を負うものではないことは明らか」と日本政府とJICAの責任を免罪している。しかし、履行確保特約条項は、円借款の貸付条件等を定めた基本約定の一部であり、「支払いの停止」条項に含まれる。判決は、国会において、再三にわたって3条件の確保が求められていたにもかかわらず、この条項に基づく「履行されない場合、円借款を供与しない責任」を行使しなかった点については、一言も触れていない。

また、判決は、東電設計の「住民同意が完了していないにもかかわらず行った湛水指示」についても、「当該地域の住民に対し、直接的にその権利利益を侵害するような行為を行ったことを認めるに足りる証拠はない」として認めなかったのである。

控訴人住民、ワルヒ及び代理人弁護団、支援する会は、控訴審において、被控訴人側の資料（援助効果促進調査等）を活用してダム被害実態を主張、立証することに重点を置いてきた。その結果、控訴審第1回口頭弁論において青柳馨裁判長は、(1)移転前の生活状況を知りたい。移転前がどうであったのかわからないと被害があったのかどうか比べられない(2)どうして現地の人たちが裁判をすることになったのかを知りたい、とイスワディ証人の採用を認めた。そして、第2回口頭弁論において、イスワディ証人は移転前の豊かな生活実態を

陳述し、一審判決が「インドネシアの辺境の山岳地域における一般的水準に比して特段に劣っているとは考えられず」とした認定を覆し、コトパンジャン地域の住民の生活状況が実は極めて豊かであったことを証明したのである。

そして、日本、インドネシア、フィリピンなどから総数7千筆を超える公正判決要求署名が集中され、裁判所に提出された。

しかし、東京高裁は、こうした公正判決を求める世論に応えることなく、被害者住民から陳述させながらも被害事実の認定を行わず、法律論だけで棄却したのである。

判決後の記者会見で住民闘争協議会のカリム議長は、「インドネシアの国内問題とした判決は間違っています。ODA供与・コンサルタント・工事など全てのことに日本政府・関係企業関わっているからです。インドネシアにおいては、ただダム建設の場所を用意しただけ、ただそれを見ていただけ、という構図になっています」と怒った。また、2002年7月30日に放映されたTBSテレビの「ニュース23」でインタビューに応じたインドネシア政府高官はダム建設について、「自分たちに計画・実行させたらうまくいった」と語っていた。ODAが日本政府とJICA、日本企業による自作自演の構造にあることは明白であり、これにより発生した被害の責任は、日本政府とJICA、日本企業が取らねばならない。

ワルヒの弁護士であるムヌール氏は、「日本の国は、大変恥ずかしい国です。現地住民の生活は非常に厳しく、貧困に追いやられています。しかし日本は、相手の国のこと、住民のことを全く考えていないことがまざまざとわかりました。」と語った。

グローバル資本の利益を擁護する日本の司法は、このように世界からの嘲笑を浴びるに違いない。そして、過去を反省することなくODAをグローバル資本の海外展開の呼び水にしようとする日本政府は、国際的な抗議行動に直面するだろう。

コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会は、被害者住民闘争協議会とともに、最高裁段階での闘争により一層奮闘する。そして、各国の反ODA闘争と連帯して日本ODA糾弾の闘いを強化する決意である。

2013年1月10日

コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会